

高岡市国土強靱化地域計画

(案)

令和3年

高岡市

【目次】

第1章	計画策定の目的、位置付け	1
1.1	計画策定の目的	1
1.2	計画の位置付け	1
1.3	計画期間	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
2.1	基本目標	2
2.2	基本的な方針	2
2.3	強靱化する意義	3
2.4	「事前に備えるべき目標」の設定	3
第3章	地域特性	4
3.1	地形的特性	4
3.2	気象的特性	4
3.3	社会経済的特性	4
第4章	計画の対象とする災害リスク	6
4.1	対象とする災害リスク	6
4.2	風水害（台風、大雨、洪水、高潮）	6
4.3	雪害・暴風雪	8
4.4	地震・津波	9
第5章	脆弱性評価	10
5.1	最悪の事態を回避するためのリスクシナリオと脆弱性の評価	10
5.2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	10
5.3	施策分野の設定	11
5.4	脆弱性評価	11
第6章	推進方針	19
6.1	施策分野ごとの強靱化の推進方針	19
6.2	個別施策分野の推進方針	19
第7章	計画の推進	33
7.1	国土強靱化のために重点的かつ集中的に取り組む対策	33
7.2	進捗状況の管理	34
7.3	計画の見直し	35

はじめに

平成23年に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人に達し、また、約40万棟もの家屋が倒壊するなどの未曾有の大災害を我が国にもたらした。

東日本大震災以降も、全国各地で災害が発生しており、平成28年の熊本地震をはじめ、平成30年の北海道胆振東部地震や令和元年の房総半島台風と東日本台風などの近年経験したことのない記録的な大災害が発生している。

このような大災害に備えるためには、従来の防災・減災の枠を超え、防災だけでなく、まちづくり・人づくり等も含めた総合的な対応が求められており、国土や経済、地域社会が災害などにあっても“致命的な被害を負わない強さ”と“速やかに回復するしなやかさ”を併せ持つ「国土強靱化」の取り組みを国、都道府県、市町村が協力・連携して推進する必要がある。

このため、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

また、富山県においては、平成28年3月に「富山県の強靱化の推進」と「太平洋側のリダンダンシーの確保」を強靱化の意義とする「富山県国土強靱化地域計画（以下、県の地域計画という。）」を策定し、日本一の安全・安心県を目指すための県土の強靱化に向けた施策に取り組んでいる。

この度、本市が策定する「高岡市国土強靱化地域計画（以下、地域計画という。）」は、国の基本計画と県の地域計画との調和を図りながら、基本法第2条の基本理念の下、本市の地域特性に対応する強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

【基本法第2条（基本理念）】

国土強靱化に関する施策の推進は、(略)必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、(略)大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、(略)行われなければならない。

第1章 計画策定の目的、位置付け

1.1 計画策定の目的

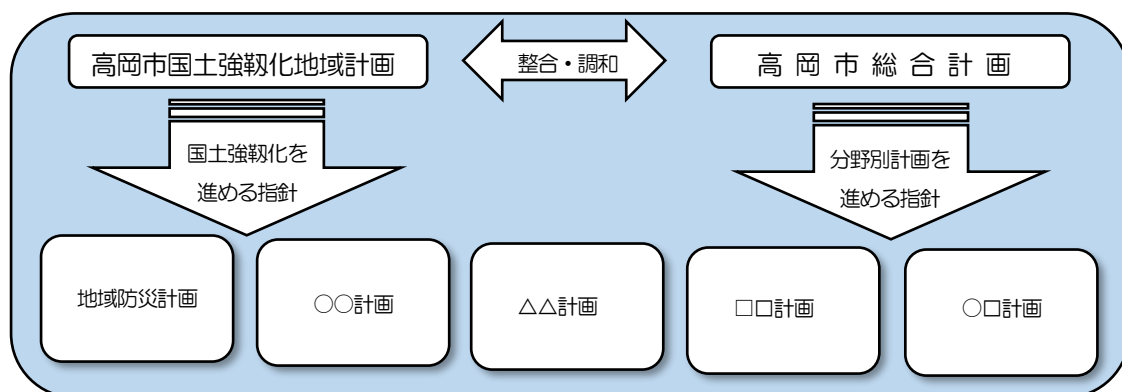
大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災により市民生活や経済活動が被る影響を最小限に抑えるため、基本法第13条の規定に基づく地域計画を策定する。

【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

1.2 計画の位置付け

地域計画は、国の基本計画と県の地域計画との調和が保たれたものとし、高岡市総合計画との整合・調和を図りながら、本市における強靱化の各種施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。



1.3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和3（2021）年度から概ね5年間とする。

第2章 計画の基本的な考え方

2.1 基本目標

基本法第14条で、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

地域計画の策定にあたっては、基本計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標に、いかなる災害が発生しようとも強靱である地域づくりを推進する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の保護が最大限図られること② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること④ 迅速な復旧復興を行うこと |
|---|

2.2 基本的な方針

本計画は、基本計画と県の地域計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもとに策定する。

(1) 取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証して取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

市民の需要の変化を的確に把握し、施策の重点化や社会資本の老朽化を踏まえながら既存の社会資本を有効に活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

2.3 強靱化する意義

「強靱」とは“強くしなやか”という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが災害や事故などにより“致命的な被害を受けない強さ”と、“速やかに回復するしなやかさ”をあわせ持つことである。本市の強靱化を推進する意義を以下に示す。

① 高岡市の強靱化を推進

- ・ 災害時における行政機能の業務継続体制の構築と防災体制の整備
- ・ 避難体制の確保と自主防災組織の育成
- ・ 子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者の避難支援
- ・ 事業者等の業務継続体制の構築と農地等の保全
- ・ 河川、道路、砂防、上下水道等の防災インフラの強化と老朽化対策
- ・ 道路、鉄道、伏木富山港を軸とした交通・物流ネットワークの強化

② 飛越能地域の玄関口及び環日本海沿岸地域における交流拠点都市の形成

- ・ 広域道路ネットワークの整備促進（東海北陸自動車道、能越自動車道等）
- ・ 海上輸送ネットワークの確保（伏木港の整備促進と港湾施設の機能強化）
- ・ 北陸新幹線の整備促進（東海道新幹線の代替補完機能）

2.4 「事前に備えるべき目標」の設定

本市において想定される災害リスクや国・県の「事前に備えるべき目標」を踏まえ、地域計画に5つの「事前に備えるべき目標」を設定することとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害による直接死を最大限防ぎ、2次被害を発生させない② 救助救急や医療活動を迅速かつ確実に実施する③ 必要不可欠な行政機能と情報サービスを確保する④ ライフラインやインフラ等を早急に復旧し、市民生活や経済活動を機能不全に陥らせない⑤ 強靱なまちを復興する |
|---|

第3章 地域特性

3.1 地形的特性（位置及び地形）

高岡市は、日本海に面する富山県の北西部に位置している。東西約24.5km、南北19.2km、面積は約210km²ある。北東側は富山湾に面し、西側は二上丘陵とそれに連なる西山丘陵による山間地域を形成し、市域の東側は庄川と小矢部川によって形成された扇状平野が広がっており、新緑と清らかな水に恵まれた自然豊かな地域である。

3.2 気象的特性

気候は、日本海側気候に属し、四季の変化に恵まれている。冬期には、暖流の対馬海流上で水蒸気を蓄えた北西の季節風が強く吹きつけるため、北陸特有の雲りの日が多く、降雪量も多いが、年間を通してみると平均気温は14℃前後と比較的温暖な気候となっている。

梅雨期から秋にかけては、集中豪雨が起きやすく、また、停滞前線や台風により、市内を流下する庄川・小矢部川が氾濫すると市内の平野部のほとんどが浸水被害を受けるほか、氾濫流や河岸侵食による家屋倒壊が発生する危険性が高い。

冬季に西高東低の冬型の気圧配置になると山間部に限らず平野部でも降雪量が多くなる場合がある。特に日本海の等圧線の間隔が狭く縦縞模様になるときは山間部で降雪量が多くなり（山雪型）、等圧線の間隔が広く袋状に湾曲するときは平野部で降雪量が多くなる（里雪型）。

3.3 社会経済的特性

災害は、季節や気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、都市化の進展や少子高齢化社会の到来等による社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。被害を拡大する社会経済的な災害要因としては、主として次のような要因が挙げられる。

(1) 都市化の進展

市街地の拡大に伴い、水田の宅地化・細分化が進行し、水田のもつ洪水調整機能が徐々に失われる一方、既成市街地では低層の木造建築物などの老朽化が進むとともに管理されずに放置された空き家が増加している。また、過疎化が進行する農村地では耕作放棄地が増加している。こうした状況は、災害時における被災範囲の増大や火災の延焼地域の拡大などの被害の激甚化の社会的要因となっている。

(2) 工業化の進展

アルミ、紙、パイプなどの近代産業と銅器、漆器などの伝統産業が相まって日本海側を代表とする工業都市として発展しているが、伏木港河口付近の工業地帯に事業所が多く立地しており、津波、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

(3) 交通機関の発達

市内における自家用車の保有率は全国と比較しても高い水準となっている。大量の自動車による避難は交通渋滞を発生させ、特に津波等の水害の場合には身動きのとれない自動車ごと被災する危険性が増すなど交通混乱によって被害を拡大することが考えられる。

また、北陸新幹線や東海北陸自動車道、能越自動車道といった高速交通網の整備により太平洋側の三大都市圏との往来や飛越能の玄関口としての利便性・役割が増大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等が発生する危険性も増大している。

(4) 生活環境の変化

情報通信技術の飛躍的な進歩により、スマートフォンがあれば、場所や時間を問わず、誰もが様々な情報の収集・発信が可能であるなど、便利で快適な生活環境が整っている。一方で、災害により電気・通信機能が失われた場合は、行政及び市民ともに情報発信・収集手段が大幅に失われ、迅速な避難情報の発令や住民避難に支障が生じるとともに、必要な情報が得られないことに対し、住民の不安や不満が増大する恐れがある。

(5) コミュニティ活動の停滞

人口の減少に加え、就学や就職、結婚を契機とした若い世代の都市圏への流出や単身世帯の増加により、地域を担う若い世代が減少する一方、これまで地域を支えてきた世代の高齢化などにより過疎化が進展している。

若い世代の減少や高齢化の進展により、地域の連帯感が希薄化すると自主防災組織の活力も失われ、近所や地域のひとと協力し、助け合う“共助”の役割が機能不全となり、高齢者、障がい者等の避難や負傷者の救助、行方不明者の把握・捜索などに支障が生じて多数の被害者等が発生する恐れがある。

第4章 計画の対象とする災害リスク

4.1 対象とする災害リスク

近年、高岡市では、多数の人命が失われるとともに複数の家屋に致命的な損壊を及ぼすような大規模災害は発生していないものの、過去には地震や豪雪、洪水等による大きな災害が発生しており、今後も、これらの災害による大きな被害の発生が想定される。

また、県外では、太平洋側での南海トラフ地震や首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなる。

過去に経験した災害と今後発生する可能性のある災害を想定し、本市では、次の災害リスクを計画の対象とする。

4.2 風水害（台風、大雨、波浪、土砂）

高岡市において最も被害を及ぼしてきた災害は、台風や停滞前線の影響による豪雨時の庄川・小矢部川水系の氾濫である。特に庄川は、全国でも有数の急流河川であるため、洪水時には氾濫流と共に大量の土砂が移動する。また、堤防の侵食や洗堀等の河岸侵食により堤防が決壊し、家屋の流出の恐れがある。

小矢部川は、庄川扇状地の扇端部を流れるという地形上の特性から幾重にも蛇行しており、ひとたび洪水が発生すれば、破堤被害を引き起こす可能性がある。

庄川、小矢部川の氾濫による堤防の決壊や越水による洪水だけでなく、都市化の進展による市街地の内水被害や沿岸部の河口付近では高潮被害が発生する可能性がある。



H24河川氾濫（四屋川）



H30土砂崩れ

(主な台風被害)

発生年月日	概要
昭和34年 9月26日	〔伊勢湾台風〕洪水 伏木86.9mm 道路・堤防決壊、橋梁流出
昭和51年 9月8日～14日	〔台風17号〕洪水・土砂災害 伏木254mm、庄川洪水 加越能鉄道庄川橋梁が落橋 床上浸水34戸、城光寺運動公園内にて約10,000m ³ の土砂流出
平成16年 10月20日～21日	〔台風23号〕洪水 伏木で2日間123mm、建物・倒木被害318件 市政初の避難勧告（能町・野村校下内の一部自治会925世帯）
平成26年 10月13日～14日	〔台風19号〕風水害・土砂災害 避難準備情報（西広谷、勝木原、山川、福岡町沢川、五位、小野、栃丘、西明寺、花尾の267世帯、692人）
平成30年 9月4日	〔台風23号〕風害・土砂災害 避難準備・高齢者等避難開始（伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、石堤、福岡）
令和元年 10月12日	〔令和元年東日本台風（台風19号）〕風水害・土砂災害 避難準備・高齢者等避難開始（守山、二上、伏木、古府、太田、国吉、石堤、西五位、赤丸、五位山）

(主な大雨被害) ※台風によるものを除く。

発生年月日	概要
昭和9年 7月11日	〔洪水・豪雨〕 中田町から射水平野、野村や市内低湿地で被害最大。死者9名
平成10年 9月22日	〔洪水・豪雨〕 浸水害449棟（床上59棟、床下390棟）
平成24年 7月20日～21日	〔風水害〕 浸水害659棟（床上219棟、床下440棟）
平成25年 8月23日	〔風水害〕伏木207mm 観測史上最多 浸水害35棟（床上12棟、床下23棟）
平成26年 7月20日	〔風水害〕 浸水害73棟（床上26棟、床下47棟）

(主な波浪被害) ※台風によるものを除く。

発生年月日	概要
平成20年 2月24日	〔高波〕発生地点：太田、伏木 公共建物等被害1件、その他3件

(主な土砂災害) ※台風によるものを除く。

発生年月日	概要
平成24年 7月20日～21日	避難勧告（福岡町西明寺他）
平成29年 7月1日	避難勧告（福岡町沢川） 避難準備・高齢者等避難開始（西広谷、勝木原、山川、西田、福岡町五位、小野、栃丘、西明寺、花尾）
平成30年 8月31日	避難勧告（伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、石堤、福岡）
平成30年 9月4日	避難準備・高齢者等避難開始（伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、石堤、福岡）
令和元年 8月30日	避難勧告（石堤、国吉、伏木、古府、太田、守山、二上、福岡町五位山、赤丸）

4.3 雪害・暴風雪

雪害は、建物等の破損により人命や家財が失われることや道路や上下水道、電気等の都市基盤施設が障害を受けて交通、生活、情報等の機能が阻害される場合があり、降雪時、積雪時、融雪時にもたらされる被害は様々である。

豪雪の危険性が起こりうるのは、西高東低の冬型の気圧配置になるときである。過去には本市においても「38豪雪」や「56豪雪」、近年では平成30年と令和3年に里雪型の大雪が発生し、交通障害や高齢者世帯の多い山間地域での生活に大きな支障が生じている。

(主な雪害・暴風雪)

発生年月	概要
昭和38年1月	「38豪雪」 積雪量225cm、市内交通マヒ状態となる。市内多くの学校で臨時休校の措置
昭和56年1月	「56豪雪」 積雪量617cm、積雪の最深148cm、死者6名、負傷者24名、家屋一部損壊11戸、床下浸水37戸、雪害対策本部設置
平成17年12月 ～18年1月	「平成18年豪雪」 伏木12月～1月の降雪量380cm、救急出動59件、家屋半壊1戸、一部損壊2戸、非住家全壊1戸、半壊4戸
平成30年1月 ～2月	「平成30年豪雪」 1月11、12日と2月12、13日の2度にわたり「里雪型」の大雪が発生。積雪量547cm、負傷者11名、家屋一部損壊7戸、倒木15か所、雪害対策本部設置

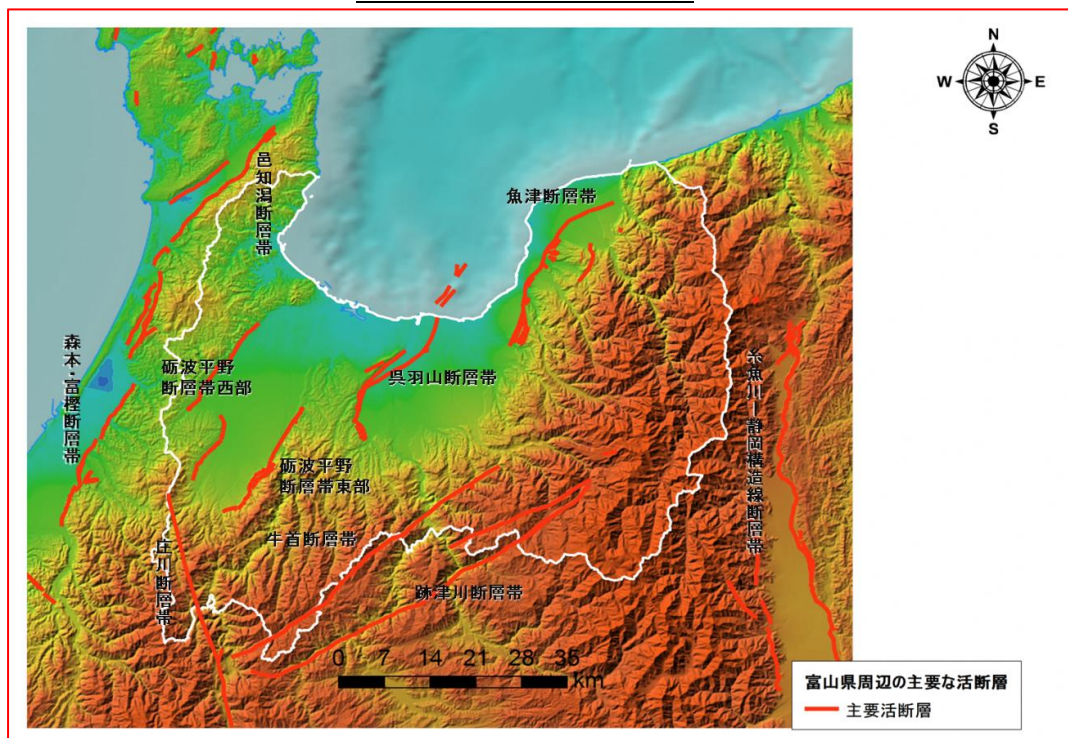
令和3年1月	1月7日から11日にかけて大雪が発生。最大積雪量115cm、負傷者33名、家屋損壊14戸、倒木13か所、農作物被害等。雪害対策本部設置。 能越自動車道で大雪による自動車の立ち往生(約80台)が発生。1月9日から11日まで氷見IC～高岡IC通行止め。
--------	--

4.4 地震・津波

高岡市では、近年、震度4以上の地震は発生しておらず、また大きな被害も生じていない。しかし、国の地震調査研究推進本部の調査では、富山県及びその周辺に複数の主要活断層があり、このうち、本市に大きな被害を及ぼすと予測される邑知潟断層帯と呉羽山断層帯を震源とする地震については、最大震度7以上の大きな揺れを引き起こし、本市を含む広範囲で甚大な物的・人的被害が生じると想定されている。また、平成27年に「高岡断層」と「射水断層」の存在が公表されたが、地震の規模や発生確率などの詳細は明らかにされていない。

なお、本市では、過去に津波による被害を受けた記録は残っていないが、富山県が平成28年度に行った津波浸水想定調査結果によると、糸魚川沖と富山湾西側の断層において地震が発生すると本市の沿岸部周辺に最大3メートル程度の津波が到達すると見込まれている。

富山県内の主要な活断層

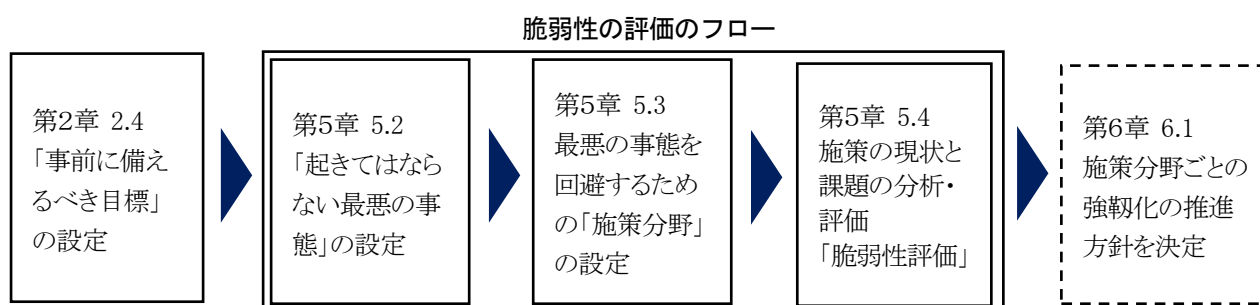


出典：ふるさと富山 地震・津波防災ハンドブック（富山県防災・危機管理課）

第5章 脆弱性評価

5.1 最悪の事態を回避するためのリスクシナリオと脆弱性の評価

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市をとりまく地域特性と想定される災害リスクを基に「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」と最悪の事態を回避するための施策分野を設定し、現状と課題の分析・評価(脆弱性の評価)を行う。



5.2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

「事前に備えるべき目標」を達成するため、「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

5つの「事前に備えるべき目標」と14の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	災害による直接死を最大限防ぎ、2次被害を発生させない	1-①	巨大地震の発生による住宅・建物等の大規模倒壊とそれに伴う大津波や大火災による多数の死傷者の発生
		1-②	前線の停滞や大型台風がもたらす広域的かつ長期的な豪雨による洪水と土砂崩れ等による多数の死傷者の発生
		1-③	暴風雪や豪雪等に伴う住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-④	被災後の劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化と死者の発生
2	救急救助や医療活動を迅速かつ確実に実施する	2-①	消防施設や救急隊等の絶対的不足とそれによる救急救助活動等の遅延・停止
		2-②	医療施設や医療従事者の絶対的不足や医療物資、エネルギー等の供給途絶による機能の麻痺・混乱
3		3-①	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

	必要不可欠な行政機能と情報サービスを確保する	3-②	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
4	ライフラインやインフラ等を早急に復旧し、市民生活や経済活動を機能不全に陥らせない	4-①	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺と食料等の安定供給の停滞
		4-②	多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生や大量の帰宅困難者の発生・混乱
		4-③	長期間に及ぶ道路、鉄道等の交通インフラの機能停止や上下水道、農業用水等の供給停止
5	強靱なまちを復興する	5-①	復旧・復興を支える人材等が不足し、市民生活や経済活動等の復興が大幅に遅れる事態
		5-②	有害物質の大規模拡散・流出や大量に発生する災害廃棄物の処理により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-③	被災により、貴重な文化財や地域資源、環境資産等が衰退・損失する事態

5.3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために5つの個別分野と2つの横断的分野を設定する。

施策分野		備 考
個別分野	(1) 行政機能	行政機能、消防機能、防災体制
	(2) 生活環境	市民生活、避難体制、自主防災
	(3) 保健医療・福祉・教育	福祉・要配慮者支援、教育・保育、災害時医療体制
	(4) 産業・経済活動	企業・事業者、農林業、エネルギー、情報通信
	(5) 都市機能・インフラ	河川、土砂災害、道路、雪寒、港湾、鉄道、上下水道、都市基盤
横断分野	(1) 長寿命化・耐震化	市有施設や防災インフラ
	(2) リスクコミュニケーション	平時からの防災訓練や防災意識の醸成、災害時の業務継続や受援体制、要配慮者支援

5.4 脆弱性評価

現在、本市が強靱化のために実施している各種施策の取組状況や課題を整理し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための脆弱性の評価を行う。

「事前に備えるべき目標」 ごとの脆弱性の評価結果

(1) 災害による直接死を最大限防ぎ、2次被害を発生させない

1-①	巨大地震の発生による住宅・建物等の大規模倒壊とそれに伴う大津波や大火災による多数の死傷者の発生
〔行政機能分野〕 ・市内に最大規模の被害をもたらす災害を想定した業務継続体制の構築が必要である。 ・施設利用者等の安全確保や施設の機能保持のための市有施設の耐震化が必要である。 ・災害に備えるための非常用電源の確保やデータのバックアップなどの防災体制の整備が必要である。	
〔生活環境分野〕 ・住宅の耐震診断や改修工事の支援による耐震化の促進が必要である。 ・市営住宅の定期的な点検を実施し、住戸の改善や廃止を進める必要がある。 ・適正な管理が行われていない空き家や所有者が不明若しくは存在しない空き家等の解消が必要である。 ・物資供給の停滞による食料や物資の不足に備えるための災害備蓄の推進が必要である。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕 ・避難行動要支援者名簿を広く周知し、名簿の登録と支援者等による避難支援体制を整備する必要がある。 ・福祉避難所の追加指定と災害時の円滑な運営のための訓練の実施が必要である。 ・外国籍市民の防災意識を高め、地域住民との助け合いによる防災体制を築く必要がある。	
〔産業・経済活動分野〕 ・自然災害や感染症により影響を受けた企業に対する支援対策と事業安定の促進が必要である。 ・中小企業等による災害対策の取組を支援するための業務継続計画や事業継続力強化支援計画の策定を支援する必要がある。 ・農業版業務継続計画の普及を拡大するため、国、県、市、JA等の関係機関の連携による計画の策定支援が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕 ・道路ネットワーク等の安全性・信頼性を確保するための道路ストックの適切な維持更新と老朽化対策が必要である。 ・電柱の倒壊による道路の封鎖や情報通信ネットワークの遮断を回避するための無電柱化の推進が必要である。 ・市街地の防災性の向上と良好な居住環境の創出のための市街地開発事業の推進が必要である。 ・災害時の避難場所である公園・緑地等の防災機能の充実と施設の計画的な維持管理が必要である。	
1-②	前線の停滞や大型台風がもたらす広域的かつ長期的な豪雨による洪水と土砂崩れ等による多数の死傷者の発生
〔行政機能分野〕 ・市内に最大規模の被害をもたらす災害を想定した業務継続体制の構築が必要である。 ・災害に備えるための非常用電源の確保やデータのバックアップなどの防災体制の整備が必要である。	

〔生活環境分野〕	
・洪水時の指定緊急避難場所を追加するとともに自宅の上層階や親戚宅への避難を周知する必要がある。 ・住民の防災意識の向上と実践的な訓練による自主的な避難行動と住民相互の避難支援が必要である。 ・地域の災害リスクを理解し、「事前準備」や「早めの避難」といった防災意識を定着する必要がある。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕	
・避難行動要支援者名簿を広く周知し、名簿の登録と支援者等による避難支援体制を整備する必要がある。 ・避難確保計画を広く周知し、計画の策定と計画に基づく訓練の実施を促進する必要がある。 ・福祉避難所の追加指定と災害時の円滑な運営のための訓練の実施が必要である。 ・外国籍市民の防災意識を高め、地域住民との助け合いによる防災体制を築く必要がある。	
〔産業・経済活動分野〕	
・自然災害や感染症により影響を受けた企業に対する支援対策と事業安定の促進が必要である。 ・中小企業等による災害対策の取組を支援するための業務継続計画や事業継続力強化支援計画の策定支援が必要である。 ・災害の発生を未然に防止するための農地の湛水・溢水の防止と農業用ため池の維持・保全が必要である。 ・老朽化により機能低下した農業施設の適切な維持管理と農地の洪水防止機能の保全が必要である。 ・農業版業務継続計画の普及を拡大するため、国、県、市、JA等の関係機関の連携による計画の策定支援が必要である。 ・局地的な集中豪雨に備えるための森林の防災機能強化の促進が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕	
・行政、企業、住民が一体となって流域全体の水害を軽減させる「流域治水」対策の推進が必要である。 ・河川改修やダムなど洪水調整を行う施設の整備も含めた総合的な治水対策が必要である。 ・浸水被害の軽減を図るための中小河川の整備改修が必要である。 ・老朽化した河川施設の適正な維持管理と長寿命計画に基づく施設の更新や耐震化が必要である。 ・土砂災害危険個所に含まれる住家や要配慮者利用施設等の安全対策の推進が必要である。 ・砂防関係施設の機能維持と性能確保のための長寿命化計画に基づく老朽化対策が必要である。 ・避難路や緊急輸送道路等を確保するための定期的な点検・調査と補強工事が必要である。	
1-③	暴風雪や豪雪等に伴う住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
〔行政機能分野〕	
・市内に最大規模の被害をもたらす災害を想定した業務継続体制の構築が必要である。 ・災害に備えるための非常用電源の確保やデータのバックアップなどの防災体制の整備が必要である。	
〔生活環境分野〕	
・適正な管理が行われていない空き家や所有者が不明若しくは存在しない空き家等の解消が必要である。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕	
・避難行動要支援者名簿を広く周知し、名簿の登録と支援者等による避難支援体制を整備する必要がある。 ・外国籍市民の防災意識を高め、地域住民との助け合いによる防災体制を築く。	

〔産業・経済活動分野〕	
・自然災害や感染症により影響を受けた企業に対する支援対策と事業安定の促進が必要である。 ・中小企業等による災害対策の取組を支援するための業務継続計画や事業継続力強化支援計画の策定支援が必要である。 ・風雪等の自然災害による影響を回避・抑制するための農業用ハウス等の生産施設の強靱化と再整備が必要である。 ・農業版業務継続計画の普及を拡大するため、国、県、市、JA等の関係機関の連携による計画の策定支援が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕	
・降積雪等による交通障害を防ぐための適切な道路除排雪の実施が必要である。 ・安定的な除雪体制を維持するための除雪オペレーターや除雪機械の確保が必要である。 ・公共・民間施設ともに老朽化している消雪装置の設備更新が必要である。 ・小型除雪機の貸与やオペレーターの育成支援による地域ぐるみ道路除排雪の支援が必要である。	
1-④	被災後の劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化と死者の発生
〔行政機能分野〕	
・感染症等の拡大を想定した業務継続体制の構築が必要である。 ・火葬場等への搬送手段や経路の検討、受入れ体制の整備等の広域的な協力体制の構築が必要である。	
〔生活環境分野〕	
・感染症を踏まえた避難所の運営訓練の実施と感染症対策物資等の備蓄が必要である。 ・住民の防災意識の向上と実践的な訓練による自主的な避難行動と住民相互の避難支援が必要である。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕	
・災害時医療を確実に実行するための医師会等との連携体制の構築が必要である。 ・感染症等の拡大防止を図るための注意喚起や円滑なワクチン接種のための連携体制の構築が必要である。	
〔産業・経済活動分野〕	
・災害時に発生が懸念される家畜伝染病等の迅速な情報収集や初動体制の整備が必要である。 ・関係機関との連携による家畜伝染病等の拡大防止・予防等の適切な対応が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕	
・災害時であっても飲料水や生活用水を供給するための上水道施設の整備が必要である。 ・災害時であっても快適で安全な生活と暮らしを支えるための下水道施設の整備が必要である。	

(2) 救急救助や医療活動を迅速かつ確実に実施する

2-①	消防施設や救急隊等の絶対的不足とそれによる救急救助活動等の遅延・停止
2-②	医療施設や医療従事者の絶対的不足や医療物資、エネルギー等の供給途絶による機能の麻痺・混乱

〔行政機能分野〕 ・災害時の迅速な消火活動や救急救助のための体制の確立や庁舎機能の強化と資機材等の充実が必要である。 ・県西部6市による常備消防の広域連携体制の更なる強化や受援計画の見直しによる体制の強化が必要である。 ・災害時の迅速な消火活動や救急救助を行うための地域に根差した消防団員の確保が必要である。
〔生活環境分野〕 ・住民の防災意識の向上と実践的な訓練による自主的な避難行動と住民相互の避難支援が必要である。 ・地域の災害リスクを理解し、「事前準備」や「早めの避難」といった防災意識を定着する必要がある。
〔保健医療・福祉・教育分野〕 ・大規模災害時や感染症拡大時における医療提供体制の確保を図るための高岡市民病院の機能強化が必要である。 ・大規模災害の発生後の診療機能の早期回復と一般患者や被災患者の診療体制の確保が必要である。 ・災害による物資輸送の停滞に備えるための医薬品等の備蓄が必要である。 ・災害発生時に迅速かつ円滑な医療を実施するための医療救護活動の充実強化が必要である。 ・大規模災害時の医療救護活動を確実に実行するための他市町村等との連携体制の構築が必要である。 ・災害時医療を確実に実行するための医師会等との連携体制の構築が必要である。
〔産業・経済活動分野〕 ・電気や通信の断絶に備えた移動電源車等の配備のための電力・通信会社との協力・連携体制の構築が必要である。
〔都市機能・インフラ分野〕 ・災害時における地域の復旧・復興の支援や輸送等を支える広域道路ネットワーク等の更なる強化が必要である。 ・道路ネットワーク等の安全性・信頼性を確保するための道路ストックの適切な維持更新と老朽化対策が必要である。 ・降積雪等による交通障害を防ぐための適切な道路除排雪の実施が必要である。 ・災害時であっても飲料水や生活用水を供給するための上水道施設の整備が必要である。 ・災害時であっても安全で衛生的な生活と暮らしを支えるための下水道施設の整備が必要である。

(3)必要不可欠な行政機能と情報サービスを確保する

3-①	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
〔行政機能分野〕 ・市内に最大規模の被害をもたらす災害を想定した業務継続体制の構築が必要である。 ・老朽化対策等、公共施設の適正な維持管理を行うための計画的な管理と施設総量の適正化が必要である。 ・災害発生時の人的・物的支援の受入れや協力連携のための体制の構築が必要である。 ・災害時応援協定の締結による防災関係機関等との実践的な連携確認と協力体制の構築が必要である。	

〔生活環境分野〕	
・住民の防災意識の向上と実践的な訓練による自主的な避難行動と住民相互の避難支援が必要である。 ・地域の災害リスクを理解し、「事前準備」や「早めの避難」といった防災意識を定着する必要がある。 ・防災訓練の活性化や老朽化した資機材の更新、地区の実情に応じた防災体制の構築が必要である。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕	
・児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するための学校の再編統合や老朽化した学校施設の改修が必要である。 ・老朽化した私立保育園・認定こども園等の計画的な増改築等が必要である。	
〔産業・経済活動分野〕	
・再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した公共事業の推進による環境負荷の低減が必要である。 ・防災気象情報等の活用を広く周知し、災害時の迅速な避難判断・避難行動を促進する必要がある。	
〔都市機能・インフラ分野〕	
・水害による上下水道施設の被災に備えるための業務継続計画(水害対策編)の策定が必要である。	
3-②	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
〔行政機能分野〕	
・災害に備えるための非常用電源の確保やデータのバックアップなどの防災体制の整備が必要である。 ・迅速かつ的確な情報伝達を行うための老朽化した設備の更新や複数の伝達手段の効率的な配信・運用が必要である。	
〔生活環境分野〕	
・住民の防災意識の向上と実践的な訓練による自主的な避難行動と住民相互の避難支援が必要である。 ・地域の災害リスクを理解し、「事前準備」や「早めの避難」といった防災意識を定着する必要がある。 ・防災訓練の活性化や老朽化した資機材の更新、地区の実情に応じた防災体制の構築が必要である。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕	
・大規模災害時の医療救護活動を確実に実行するための他市町村等との連携体制の構築が必要である。 ・災害時医療を確実に実行するための医師会等との連携体制の構築が必要である。	
〔産業・経済活動分野〕	
・優先供給施設等に燃料供給を行うための各関係機関との連携体制の構築が必要である。 ・防災気象情報等の活用を市民に広く周知し、災害時の迅速な避難判断・避難行動を促進する必要がある。 ・電気や通信の断絶に備えた移動電源車等の配備のための電力・通信会社との協力・連携体制の構築が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕	
・電柱の倒壊による道路の封鎖や情報通信ネットワークの遮断を回避するための無電柱化の推進が必要である。	

(4)ライフラインやインフラ等を早急に復旧し、市民生活や経済活動を機能不全に陥らせない

4-①	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺と食料等の安定供給の停滞
4-②	多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生や大量の帰宅困難者の発生・混乱
4-③	長期間に及ぶ道路、鉄道等の交通インフラの機能停止や上下水道、農業用水等の供給停止
〔行政機能分野〕 ・災害時応援協定の締結による防災関係機関等との実践的な連携確認と協力体制の構築が必要である。 ・道路の通行不能に備えるための海路や空路による物資輸送手段の構築が必要である。	
〔生活環境分野〕 ・孤立に備えた防災資機材の配備と倒木や土砂崩れ等の復旧作業の迅速化が必要である。 ・物資供給の停滞による食料や物資の不足に備えるための災害備蓄の推進が必要である。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕 ・災害による物資輸送の停滞に備えるための医薬品等の備蓄が必要である。	
〔産業・経済活動分野〕 ・老朽化した農業水利施設の機能保全による安定的な農業用水の供給と維持管理の軽減が必要である。 ・風雪等の自然災害による影響を回避・抑制するための農業用ハウス等の生産施設の強靱化と再整備が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕 ・災害時における地域の復旧・復興の支援や輸送等を支える広域道路ネットワーク等の更なる強化が必要である。 ・道路ネットワーク等の安全性・信頼性を確保するための道路ストックの適切な維持更新と老朽化対策が必要である。 ・降積雪等による交通障害を防ぐための適切な道路除排雪の実施が必要である。 ・災害時の代替路である林道の整備や林道施設の長寿命化が必要である。 ・伏木外港への機能移転や内港岸・北防波堤等の老朽化対策等の港湾施設の適切な維持管理が必要である。 ・持続可能な交通体系の実現に向けた鉄軌道の機能強化の推進が必要である。 ・災害時における東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線の早期整備が必要である。 ・災害時であっても飲料水や生活用水を供給するための上水道施設の整備が必要である。 ・災害時であっても安全で衛生的な生活と暮らしを支えるための下水道施設の整備が必要である。 ・上下水道施設の老朽化対策を図るための計画的な更新・耐震化と保守管理が必要である。 ・被災後の迅速な復旧・復興のための地籍調査の促進が必要である。	

(5)強靱なまちを復興する

5-①	復旧・復興を支える人材が不足し、市民生活や経済活動等の復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---

〔行政機能分野〕	
・災害時の迅速な消火活動や救急救助を行うための地域に根差した消防団員の確保が必要である。 ・ボランティアの受入れや本部の応援等に係る関係機関との連携体制の整備が必要である。	
〔生活環境分野〕	
・防災訓練の活性化や老朽化した資機材の更新、地区の実情に応じた防災体制の構築が必要である。 ・地域の防災リーダーである防災士を育成し、住民主体の防災活動を促進する必要がある。	
〔保健医療・福祉・教育分野〕	
・児童生徒の防災に関する知識を深める必要がある。 ・児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するための学校の再編統合や老朽化した学校施設の改修が必要である。 ・老朽化した私立保育園・認定こども園等の計画的な増改築等が必要である。	
〔産業・経済活動分野〕	
・自然災害や感染症により影響を受けた企業に対する支援対策と事業安定の促進が必要である。 ・中小企業等による災害対策の取組を支援するための業務継続計画や事業継続力強化支援計画の策定支援が必要である。 ・農業従事者の高齢化に伴う新たな担い手の確保や既存の担い手の経営継承が必要である。 ・農業版業務継続計画の普及を拡大するため、国、県、市、JA等の関係機関の連携による計画の策定支援が必要である。 ・地域住民やボランティア等の市民協働による里山の再整備の促進が必要である。	
〔都市機能・インフラ分野〕	
・安定的な除雪体制を維持するための除雪オペレーターや除雪機械の確保が必要である。 ・小型除雪機の貸与やオペレーターの育成支援による地域ぐるみ道路除排雪の支援が必要である。 ・人口減少・少子高齢社会の中でも持続可能な発展を続けることができる都市づくり・人づくりの推進が必要である。 ・市街地の防災性の向上と良好な居住環境の創出のための市街地開発事業の推進が必要である。 ・被災後の迅速な復旧・復興のための地籍調査の促進が必要である。	
5-②	有害物質の大規模拡散・流出や大量に発生する災害廃棄物の処理により復旧・復興が大幅に遅れる事態
〔行政機能分野〕	
・災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要である。	
5-③	被災により、貴重な文化財や地域資源、環境資産等が衰退・損失する事態
〔産業・経済活動分野〕	
・鳥獣被害対策の推進や農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組の推進が必要である。 ・保安林機能の有する公益的な機能を持続的に発揮させるための適切な管理の推進が必要である。 ・森林施業が行き届かず荒廃が進んだ森林に対する対策の推進が必要である。	

第6章 推進方針

6.1 施策分野ごとの強靱化の推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策分野ごとの施策の推進方針を以下に示す。

「起きてはならない最悪の事態」とそれぞれの施策分野との間には、相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分配慮する必要がある。

6.2 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能分野

(行政機能)

①業務継続計画の見直し【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための準備体制を定めた高岡市業務継続計画（高岡市BCP）を必要に応じて見直していく。

②市有施設の耐震化等の推進【横断機能分野(耐震化)】

施設利用者等の安全確保や施設の機能保持を図るため、市有施設の耐震化等を実施する。

③市有施設における防災体制の整備

災害発生時に備えて、電力等の確保、代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等を推進する。

④公共施設等の総合的かつ計画的な管理【横断機能分野(長寿命化)】

高岡市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の定期的な点検・診断等により、劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、優先度に応じた修繕を行うことにより、長寿命化を推進する。

(消防機能)

⑤ 機能維持対策の推進

防火・防災や救急救助に必要な体制を強化するほか、庁舎の機能強化や装備資機材等の充実強化を図り、業務を円滑に継続するための対応方針及び執務体制等を推進する。

⑥ 消防組織の広域連携

氷見市との広域消防による消防力の強化、県西部6市をはじめとする県内消防相互応援体制及び緊急消防援助隊受援体制の強化を図る。

⑦ 消防団員の確保

地域に根差した消防団員の確保を図り、防火・防災力の向上を図る。

(防災体制)

⑧ 災害時情報伝達体制の強化

迅速かつ的確な災害情報の収集伝達を行うため、防災情報無線(同報系・移動系)、緊急速報メール機能や災害情報共有システム(Lアラート)などの特性の異なる複数の手段を導入し、情報伝達体制の強化を図る。

⑨ 災害時受援体制の構築【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

高岡市災害時受援計画を策定し、全国からの人的・物的支援の円滑な受け入れや関係機関との連携体制を構築する。

⑩ 災害時応援協定の締結による連携体制の強化

国、地方公共団体、防災関係機関、民間等による災害時応援協定の締結を進め、災害時の物資調達・搬送等の連携体制を強化する。

⑪ 緊急輸送体制の構築

災害時に緊急物資を迅速に配布するため、県や自衛隊等の関係機関と連携し、輸送車両や船舶、ヘリコプター等の調達・輸送体制の構築を図る。

⑫ 災害救援ボランティア等の育成

高岡市ボランティアセンターと連携し、災害時にボランティアの受入れや活動の調整を行う災害救援ボランティアコーディネーター等の計画的な育成や資質向上を図る。

⑬ 災害廃棄物対策の推進

高岡市災害廃棄物処理計画(H30.12改定)に基づき、災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、地域の生活環境の保全及び早期復旧・復興を行う。

⑭ 火葬場の広域的な協力体制の構築

災害や感染症等により本市の火葬場の能力だけでは対処が困難となった場合に対応できるよう、県や近隣市等と連携し、広域的な協力体制を構築する。

行政機能分野の主な事業

主な事業	
防災備蓄事業	消防団活性化対策事業
防災行政無線整備・保守事業	消防本部・高岡消防署庁舎改築事業
災害時応援協定の締結	氷見市消防事務委託事業

(2) 生活環境分野

(市民生活)

①住宅・建築物の耐震化【横断機能分野(耐震化)】

住宅の耐震化を促進するため、県と連携し、木造住宅の耐震診断・改修工事費を支援し、耐震化率の向上を図る。また、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震改修についても、耐震化を更に促進する。

②市営住宅の老朽化対策【横断機能分野(長寿命化)】

高岡市公営住宅長寿命化計画（令和3年3月策定）に基づき、定期的に点検を実施し、予防保全的な維持管理に努め、耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する。

③孤立集落等の対策

災害時に孤立する恐れのある集落に対し、防災行政無線の個別受信機や応急対策に必要な発電機などの防災資機材のほか、非常食や備蓄物資を配備する。

④空家等の対策の推進

適切な管理が行われていない空家等は、防犯、衛生、景観等の生活環境の問題があり、特に災害時は、倒壊や火災による2次的被害の原因になることから、空家等を解消するための対策を推進する。

(避難体制)

⑤指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等

災害発生直後に身を守るための指定緊急避難場所や災害により自宅で生活できない人が避難する指定避難所の確保を推進する。

⑥災害備蓄の推進（現物備蓄）

被災後の物資供給の停滞による食料等の不足に備えるため、高岡市災害備蓄計画に基づき、非常食（アルファ米、水、ミルク等）や生活必需品（毛布、災害用トイレ等）の備蓄を推進する。

⑦災害備蓄の推進（流通備蓄）

災害時応援協定を締結している自治体や民間事業者と供給可能数量を定期的に確認するほか、協定団体の拡充により流通備蓄の確保を推進し、現物備蓄の補完を図る。

⑧避難所等における衛生管理

消毒液やパーティション等の感染症対策物資等の備蓄を進めるとともに、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを基に避難者の受入れ訓練を実施する。

（自主防災）

⑨総合防災訓練の実施【横断機能分野（リスクコミュニケーション）】

複合災害等の大規模な災害時における住民の迅速かつ的確な避難行動を促進するため、地元住民をはじめ、県、自衛隊、消防等の関係機関の参画による実践的な総合防災訓練を実施する。

⑩市民の防災意識の醸成【横断機能分野（リスクコミュニケーション）】

自主防災訓練、出前講座等を通じて、地域の災害リスクをはじめ、「事前準備」や「早めの避難」などの避難意識を身に着けて災害発生時の人的被害の減災を図る。

⑪自主防災組織の育成

自主防災組織の充実強化を図るため、防災訓練の実施や防災資機材の購入、地区防災計画の策定を支援する。

⑫防災士の育成

地域の防災リーダーである防災士の増加を図るとともに、とやま呉西圏域の6市（高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市）の協力・連携による防災士育成事業により、呉西圏域内における地域防災力の強化を促進する。

生活環境分野の主な事業

主な事業	
高岡市木造住宅耐震改修支援事業	防災備蓄事業【再掲】
市営住宅住戸改善事業	高岡市総合防災訓練
空き家賃貸活用支援事業	防災出前講座
空き家・空き地情報バンク取得支援事業	自主防災組織育成事業
空き家除去支援事業	とやま呉西圏域連携事業

(3) 保健医療・福祉・教育分野

(福祉・要配慮者支援)

① 避難行動要支援者対策の推進【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

災害発生時に自ら避難することが困難である高齢者や障がい者等の要配慮者の円滑かつ迅速な避難のため、避難行動要支援者の名簿の適正な管理及び更新、避難支援等関係者との情報共有・相互連携を図る。

② 要配慮者利用施設における避難対策の促進【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と計画に基づく避難訓練の実施を支援し、災害における要配慮者の円滑な避難行動を促進する。

③ 福祉避難所の確保

要配慮者のうち、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等が安心して生活ができるように福祉避難所の指定を図る。

④ 外国籍市民への支援

外国籍市民に対し、多言語化したハザードマップ等を活用し、日本語教室等のイベント時に災害発生時の避難行動に周知啓発するなどの防災意識の向上を図る。また、自主防災組織等と協力し、災害時の避難体制の構築を図る。

(教育・保育)

⑤ 防災教育の推進

児童生徒の防災に関する知識を深めるため、防災担当職員等による分かりやすい講座などにより防災教育を推進する。

⑥ 学校の再編統合・老朽化対策

児童生徒の教育環境の充実、安全・安心の確保を図るため、学校の再編統合や老朽化した学校施設の改修を行う。

⑦ 私立保育所等の整備

私立の保育所等において増改築等の施設整備を行う設置法人に対し、施設整備に要する費用の支援を行い、防災対策等を推進する。

(災害時医療体制)

⑧ 災害拠点病院等の機能強化

大規模災害時や感染症拡大時における医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院であり、第2種感染症指定医療機関である高岡市民病院の機能強化を推進する。

⑨ 災害拠点病院の業務継続体制の構築【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

大規模災害の発生後は、高岡市民病院業務継続計画に基づき、病院の診療機能を早期に回復し、一般患者に加え、被災患者も含めた診療体制を確保する。

⑩ 災害医療品等の備蓄

災害による物資輸送の停滞に備え、医薬品等の備蓄に努める。

⑪ 災害時の医療救護活動の充実強化

高岡市民病院において、災害発生時に迅速かつ円滑な医療を実施できるようにDMA Tの研修や訓練への参加を促進するなど、災害時の医療救護活動の充実・強化を図る。

⑫ 他市町村等との相互応援体制の強化

大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備え、高岡医療圏内の関係機関との相互応援体制を強化する。

⑬ 医師会等との連携体制の構築

災害時の医療に備えるため、医師会等と平時からの災害予防や災害時の応急措置について協議を進め、協力・連携体制の構築を図り、訓練の実施等を通じてその実効性を高める。

⑭ 感染症等の拡大防止対策の実施

感染症等の拡大防止を図るため、高岡市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、感染防止の注意喚起を行うほか、ワクチン接種等の体制を整備する。

保健医療・福祉・教育分野の主な事業

主な事業	
避難行動要支援者名簿の登録推進	義務教育学校整備事業
避難確保計画の作成促進	統合小学校整備事業
福祉避難所の指定推進	小中一貫校整備事業
高岡市総合防災訓練【再掲】	保育所整備事業補助金
防災教育の推進	認定こども園整備事業補助金

(4) 産業・経済活動分野

(企業・事業者)

① 被災企業に対する支援対策

自然災害や感染症により影響を受けた企業に対し、セーフティネット保証制度等による支援対策を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業安定の促進を図る。

② 事業者BCPの策定支援【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

自然災害時における小規模事業者の業務継続体制の確立を図るため、商工会や商工会議所と連携し、事業者BCP等の策定を支援する。

(農林業)

③ 農業水利施設の計画的な整備【横断機能分野(長寿命化)】

食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的な農業水利施設の長寿命化対策を推進する。

④ 農地・農業水利施設等の保全

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、鳥獣被害対策を推進するとともに、日本型直接支払制度(地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援)の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

⑤ 農業用排水施設の維持・保全

老朽化した農業用施設による宅地への浸水・溢水被害を未然に防止するため、農業用排水施設(排水路、調整池等)の維持・保全を促進し、農村地域の防災力の向上を図る。また、市内の農業用ため池の維持・保全のほか、ため池ハザードマップの周知により緊急時の迅速な避難行動に繋げる対策を推進する。

⑥ 農地の洪水防止機能の保全

農業者の高齢化や後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念されるなか、担い手への農地集積・集約化とともに農地の大区画化・汎用化整備による農地の確保を通じ、洪水防止機能(雨水を一時的に貯留)の保全を図る。

⑦ 農業用ハウス等生産施設の災害対応力の強化

農業用ハウス等の生産施設について、風雪等の自然災害による影響を回避・抑制するため、被災リスクに備え、農業保険への加入や施設の強靱化を推進するとともに、施設の再整備を推進する。

⑧ 家畜の防疫対策

災害時に発生が懸念される家畜伝染病等において、迅速な情報収集や初動対応の体制を整備するとともに、関係機関と連携し、拡大防止・予防等の適切な対応を行う。

⑨ 農業版BCPの策定支援【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

自然災害時における農業者の業務継続体制の確立を図るため、国、県、市、JA等関係団体が連携して、農業版BCPの策定等を支援する。

⑩ 森林の適正管理と保全の推進

森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

⑪ 森林の間伐や更新

適正な林業活動により持続的に管理すべき森林について、森林所有者などが森林経営計画を策定し、計画的な間伐や更新の実施などを促進する。

⑫ 森林の整備と防災機能の強化

山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備と併せ、山地防災力強化のため、治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・予防

対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

(エネルギー)

⑬ 発災時における燃料供給体制の整備

災害時における優先供給施設等への電力、燃料等の供給を確保するため、災害時受援計画の実効性を高めるほか、ライフライン事業者等との連携を密にするなど体制を整備する。

⑭ 再生可能エネルギーの活用

高岡市環境基本計画(第2次)に基づき、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した公共事業の推進などを率先して環境負荷の低減に努め、地球温暖化対策を推進する。

(情報通信)

⑮ 防災気象情報の活用促進

県や気象庁が発信する防災気象情報等の収集・活用について市民に広く周知し、ICT技術を活用した災害時の迅速な避難判断・避難行動を促進する。

⑯ 災害に備えた情報発信機能の確保

災害時における電気や通信の断絶に備えた移動無線基地局車や移動電源車の配備について電力会社や携帯電話会社との協力・連携体制の構築を図る。

産業・経済活動分野の主な事業

主な事業	
かんがい排水事業	農業経営体法人化支援事業
中山間地域等農業活性化支援事業	農業次世代人材投資事業
鳥獣被害防止対策事業	高岡市新規就農者支援事業
ため池等整備事業費補助金	スマート農業普及促進事業
経営体基盤整備育成事業	園芸生産力向上支援事業
農地中間管理事業	畜産振興総合対策事業
中山間地域等条件不利農地集積事業	治山事業
新規担い手農業機械等導入支援事業	森林整備事業
経営継承・発展等支援事業	住宅用太陽光高度利用促進補助事業

(5) 都市機能・インフラ分野

(河川)

① 流域治水対策の推進【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

集水域から氾濫域にわたる流域全体における国・県・市町村・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進する。

② 河川整備の促進

市内には庄川、小矢部川の直轄河川のほか、県や市が管理する多くの中小河川が流れており、過去には大雨等による被害が発生してきたことから、河川改修やダムなど洪水調整を行う施設の整備も含めた総合的な治水対策が必要となっている。引き続き、国や県による計画的かつ重点的な河川の整備（庄川、小矢部川の重要水防箇所など）や利賀ダム建設事業等のハード対策を促進する。

③ 準用河川の推進等

市の準用河川（内古川、守山川、四屋川等）のハード整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

④ 河川管理施設等の老朽化対策と耐震化【横断機能分野(長寿命化・耐震化)】

河川管理施設の機能が十分発揮されるよう長寿命化計画を策定し、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に実施する老朽化対策を進めるとともに、河川管理施設の耐震化等を推進する。

(土砂災害)

⑤ 土砂災害等の対策の推進

土砂災害危険箇所における被害を最小限に抑えるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進し、保全対象人家数が多い箇所や要配慮者利用施設のほか、災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。

⑥ 砂防、治山関係施設の老朽化対策【横断機能分野(長寿命化)】

砂防堰堤、集水井、待受擁壁などの砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、計画的な老朽化対策を実施する。また、治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保する。

(道路)

⑦ 高規格道路や国道・県道の広域道路ネットワークの整備促進

広域道路ネットワークの充実を図ることは、地域産業を物流面から支援するだけでなく、豪雨や豪雪、大地震等の災害時においても、被災地の迅速な復旧・復興、企業等の事業の継続を支援することにつながることから、引き続き、国や県等による計画的かつ重点的な道路整備を促進する。

⑧ 広域道路ネットワークを補完する幹線道路等の整備推進

幹線道路は、高規格道路や国道・県道の広域道路ネットワークを補完し、密接に連絡することにより、円滑な交通流動の確保による拠点形成のための基盤強化を図るとともに、拠点間の連携強化を図る重要な役割を担っている。そのため、幹線道路整備を推進し、安全で円滑な交通確保と都市活力の向上を図るとともに、災害時にも地域の輸送等を支える道路を整備することにより、防災性に優れた都市環境を形成する。

⑨ 道路施設の老朽化対策【横断機能分野(長寿命化・耐震化)】

橋梁やトンネルについては、長寿命化修繕計画等を踏まえ、計画的な維持更新や補修等を推進する。あわせて、地震発生時に救援物資の輸送を担う緊急通行確保路線等に架かる橋梁や第三者被害の影響が大きい跨線橋等の耐震化を推進する。また、舗装や側溝等の道路施設については、老朽化が著しいことから、順次更新を図る。

⑩ 災害時における道路法面等の崩壊防止対策の推進

道路防災総点検等に基づく要対策箇所について、定期的な点検・調査を行うとともに必要に応じて道路法面等の補強工事を行うことにより、災害時における避難路や緊急通行確保路線、広域間・拠点間ネットワークを確保するための取組を推進する。

⑪ 緊急通行確保路線等の無電柱化の推進

電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急通行確保路線等の無電柱化を推進する。

⑫ 緊急通行確保路線を補完する林道の整備

災害時に緊急通行確保路線の迂回路として活用するため、地域森林計画の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備を推進する。

(雪寒)

⑬ 冬期間の道路交通の確保(除雪)

降積雪等により道路交通に支障が生じないように道路の除排雪等を適切に実施する。また、安定的な除雪体制を維持するため、除雪オペレーターや除雪機械の確保を推進する。

⑭ 冬期間の道路交通の確保(消雪)

市の管理する消雪は、老朽化が進んでいるため、整備年度や路線の重要度に応じて順次更新を図る。また、民間消雪も老朽化しているため、市の消雪施設設置等補助金について周知を図り、設備更新の促進を図る。

⑮ 冬期間の道路交通の確保(地域ぐるみ除雪)

市の除雪車が通行できない狭隘な道路の除雪を行うため、小型除雪機の貸与やオペレーターの育成支援を行って地域ぐるみによる道路除排雪の支援を推進する。

(港湾)

⑯ 港湾施設の機能強化

「国際拠点港湾」である伏木富山港の一翼を担う伏木港について、外港への機能移転や内港岸・北防波堤等の老朽化対策などの港湾施設の適切な維持管理の実施を国や県に働きかけていく。

(鉄道)

⑰ 北陸新幹線の整備促進

東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線について、金沢・敦賀間の令和5年度末までの確実な開業と大阪までのフル規格による早期整備について国や県に働きかけていく。

⑱ 鉄軌道の機能強化

持続可能な交通体系の実現に向けて県や沿線市とともにJR城端線・氷見線の直通化を含めたLRT化の検討を行うほか、鉄道駅のバリアフリー化、老朽化する施設・設備の更新について、国や交通事業者に働きかける。

(上下水道)

⑲ 上水道施設の整備【横断機能分野(耐震化)】

地震などの災害時における飲料水と生活水の確保を図るため、施設の重要度や緊急性から優先順位及び耐震化工法の検討を行い、計画的に耐震化を進める。

⑳ 下水道施設の整備【横断機能分野(耐震化)】

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水対策の推進など快適で安全な暮らしを支えるため、施設の重要度や緊急性から優先順位及び耐震化工法の検討を行い、下水管整備や雨水管整備を進める。

㉑ 上下水道施設の老朽化対策【横断機能分野(長寿命化・耐震化)】

水道事業では、アセットマネジメントに基づき、計画的に老朽管路の更新を進めるとともに、耐震性に優れた管種・継手を積極的に使用し耐震化を進める。また、下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき、優先順位付けしたうえで、管渠及び施設の改築・更新を進める。工業用水道事業については、保守管理に努めるとともに計画的な施設の管理・更新を行う。

㉒ 上下水道に関する業務継続計画の策定【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

地震災害や水害などの大規模な被災によって業務遂行能力が低下した状況下においても重要な業務が中断せず、可能な限り早期に再開することを目指すため、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。

(都市基盤)

㉓ 持続可能な都市構造の実現【横断機能分野(リスクコミュニケーション)】

人口減少・少子高齢社会の中でも持続可能な発展を続けることができる都市の実現に向け、居住や都市機能を市街地に誘導するとともに、身近な地区で徒歩や公共交通を利活用して暮らせるまちづくりを推進する。

㉔ 市街地等の浸水対策の推進

市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、高岡市緊急浸水対策行動計画に基づき、ハード・ソフト両面から総合的な浸水対策を推進する。

㉕ 市街地開発事業等の推進

市街地における防災性の向上を図るため、市街地再開発事業等により、老朽化した建築物を除去し、不燃化された共同建築物の整備等を推進する。

また、周辺市街地においては、土地区画整理事業等により公共施設の整備改善や宅地の利用増進など、良好な居住環境の整備等を推進する。

②⑥ 地籍調査の推進

中心市街地において公図混乱や長期未相続の土地が多く存在するため、被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

②⑦ 防災性に優れた公園、緑地等の整備【横断機能分野(長寿命化)】

災害時には避難場所や防災拠点となる公園、緑地等の整備を図るとともに、公園施設長寿命化計画（R3.3策定）に基づき、施設の維持管理・更新を適確に実施するなど防災性に優れた市街地の形成を推進する。

②⑧ 文化財の保護

指定文化財建造物の防災施設の整備を進め、災害による貴重な文化財の損失防止に努める。

都市機能・インフラ分野の主な事業

主な事業	
まるごとまちごとハザードマップ事業	第3次水道施設整備事業
河川整備事業	未普及解消下水道事業
小規模急傾斜地崩壊防止対策事業	下水道ストックマネジメント
幹線道路整備事業(街路)	雨水幹線整備
交通ネットワーク整備事業	まちなか居住推進事業
道路メンテナンス事業	都市再生整備事業
道路リフレッシュ事業	中心市街地活性化事業
除雪オペレーター育成支援事業	優良建築物等整備事業
消雪施設設置等補助金事業	土地区画整理事業
地域ぐるみ除排雪促進事業	地籍調査事業
都市公園整備事業	都市公園安全・安心対策事業

第7章 計画の推進

7.1 推進方針の重点化

限られた財源を有効に活用し、本市の強靱化を効率的・効果的に進めるには、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「市の役割の大きさ」など下記の視点により総合的に勘案し、重点化すべき推進方針に係る8つの「起きてはならない最悪の事態」を選定した。

(重点化の視点)

- ・市の役割の大きさ
- ・影響の大きさ
- ・緊急度
- ・国全体の強靱化に対する貢献

8つの「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	災害による直接死を最大限防ぎ、2次被害を発生させない	1-①	巨大地震の発生による住宅・建物等の大規模倒壊とそれに伴う大津波や大火災による多数の死傷者の発生
		1-②	前線の停滞や大型台風がもたらす広域的かつ長期的な豪雨による洪水と土砂崩れ等による多数の死傷者の発生
		1-④	被災後の劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化と死者の発生
2	救急救助や医療活動を迅速かつ確実に実施する	2-①	消防施設や救急隊等の絶対的不足とそれによる救急救助活動等の遅延・停止
		2-②	医療施設や医療従事者の絶対的不足や医療物資、エネルギー等の供給途絶による機能の麻痺・混乱
3	必要不可欠な行政機能と情報サービスを確保する	3-②	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
4	ライフラインやインフラ等を早急に復旧し、市民生活や経済活動を機能不全に陥らせない	4-①	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺と食料等の安定供給の停滞
		4-③	長期間に及ぶ道路、鉄道等の交通インフラの機能停止や上下水道、農業用水等の供給停止

7.2 進捗状況の管理

強靱化の取り組みの進捗状況を把握するため、PDCAサイクルにより、計画(Plan)の実施(Do)状況を評価(Check)し、必要に応じて改善(Action)を図っていくこととする。

施策の進捗状況は、具体的な数値指標を設定し、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

行政機能分野の指標

指 標	算出方法及び補足説明	基準値(基準年度)	R7 年度
災害時応援協定の締結	毎年2件以上の締結を目指す	107件(R2年度)	117
救命講習会修了者数	毎年1,350人養成を目指す	3,294人/年 (R1年度)	1,350
防火防災講習会参加者数	毎年1,200人受講を目指す	2,619人/年 (R1年度)	1,200

生活環境分野の指標

指 標	算出方法及び補足説明	基準値(基準年度)	R7 年度
防災出前講座の開催	毎年60回以上の開催を目指す	60回/年 (H29-R1 平均値)	60
防災士の育成	毎年40人以上の訓練等の参加を目指す	33人(R1年度)	40
老朽危険空家除去支援 件数	老朽危険空家の解体補助件数	8件(R3年度)	9

保健医療、福祉・教育分野の指標

指 標	算出方法及び補足説明	基準値(基準年度)	R7 年度
災害時応援協定の締結 (再掲)	毎年2件以上の締結を目指す	107件(R2年度)	117
要配慮者(児童生徒、高齢者、障がい者、外国籍市民等)への防災講習	毎年5件以上の開催を目指す	5回(R2年度)	5

産業・経済活動分野の指標

指 標	算出方法及び補足説明	基準値(基準年度)	R7 年度
防災情報メールの登録者数	毎年 300 人の増加を目指す	4,591 人 (R3. 3. 1)	6,091
中心経営体への集積面積の割合	国の法律(農業経営基盤強化促進法)に基づき、担い手への農地集積を図る	61.4%(R1 年度)	70.0
里山の再整備面積	毎年 15 ヘクタールの整備を目指す (里山再生整備事業により実施した竹林等の整備面積の合計)	15ha/年	15

都市機能・インフラ分野の指標

指 標	算出方法及び補足説明	基準値(基準年度)	R7 年度
橋梁補修の着手率	令和 2 年度末で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁に対する修繕着手率	33.3%(R2. 3. 31)	71.4
河川整備率	河川改修率	87.7%(R2. 4. 1)	89.0
上水道管路の耐震化率	上水道管路全体に対する耐震管路の占める割合	24.1%(R1 年度)	27.5
下水道普及率	行政区域内人口に対する処理区域内人口の占める割合	94.4%(R1 年度)	95.7
地籍調査事業の進捗率	中心市街地における地籍調査優先実施区域の面積に対する地籍調査実施済面積の割合	27%(R3. 3. 31)	28.0
都市計画道路整備率	都市計画道路延長に対する改良済延長の割合	78.4%(R2. 3. 31)	80.2

7.3 計画の見直し

地域計画については、今後の社会経済情勢の変化や国及び県による国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね 5 年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて弾力的に見直しを行う。